



英国の移民数制限措置

11月23日に、英国のレイザ・メイ内務大臣は、長期移民数抑制のための措置として就労ビザ発給数に上限設定を導入すると発表。2011年4月から正式に数量制限が導入されることになる。

2009年の長期移民の純増数は全体で19.6万人。対前年比で20%増と急上昇したが、内訳を見ると流入は56.7万人(08年:59万人)で04年来ほぼ一定なのに対し、流出が37.1万人(08年:42.7万人)と減少して、純増数を押し上げる結果となっている(図1参照)(注1)。政府の公式目標は純増数を2015年までに半減させることである(キャメロン首相の表現によると「十万人単位から万人単位へ削減」)。

(注1) 出入国統計とは別ソースだが、2009年中に国民保険に就業登録をした(=NI番号を取得した)外国人は61.3万人(前年比8%増)。このうち「A8」と呼ばれる旧中東欧出身者が約4分の1を占める。2004年のEU拡大以降ポーランドを始めとするA8諸国からの移入が急増し、ピーク時(07年)には年間10万人規模の流入があったが、08年末から減少に転じ、現在は5万人程度で流出数とほぼ均衡している。

前労働党政権下では、特定スキルをもった人材不足解消目的で、医師・看護婦、理系技術者など時のニーズに合わせ、むしろ積極的に熟練労働者中心に移民の受け入れを行ってきた。しかしながら、とくに非熟練労働者については英国人の雇用を奪うなどとして国民の間で否定的な見方が強まり、2005年の入国管理法改正で選択的受け入れ(国家の利益になる人の移住のみ認め、低熟練労働者の受け入れは制限)の原則が敷かれ、ポイント制導入・手続きの簡素化により移民受け入れが厳しくなった。

5月に行われた総選挙でも移民対策は有権者の最大の関心事で、保守党は移民数制限を選挙公約に掲げていた。連立政権に参加した自民党は数量制限には反対で、ケーブルBIS大臣も英国産業への負の影響を懸念する発言をしていたが、結局は多数派の保守党に押し切られる形で、正式に移民受入数の制限が敷かれることとなった。

EU(注2)内の人々の移動は自由なので中東欧からの移民は制限できず、勢い入国に際しビザを必要とするEU域外からの移民に矛先が向くことになる。長期移民のビザには、大きく分けて就労ビザ、就学ビザ、家族ビザが含まれるが、今回発表された制限措置はこのうち就労ビ

本稿の内容については可能な限り正確を期していますが、万が一誤謬があった場合、Komatsu Research & Advisory(以下KRA)は一切の責任を負いません。本稿の内容は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、KRAの統一した見解を示すものではありません。情報や見解は、予告なしに変更することがあります。本稿からリンクを張っている第三者のサイトのコンテンツに関しては、KRAはいかなる責任も負いません。本稿の内容を利用したことと生じるいかなる不都合や損害についてもKRAは一切の責任を負いませんのでご了承下さい。

ザによる入国者を対象とする(図2参照)。現在のTier1(高度専門技能保持者、英国内の職のオファーの有無にかかわらず入国許可)・Tier2(専門技術者対象の労働許可証)合計のビザ発給件数を、2009年実績の28,000人から2割減の21,700人に削減する(表1および図3参照)。

(注2)正確には、欧州経済圏(EU加盟27カ国に加え、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー)およびスイス。

7月から暫定措置として就労ビザの取得条件強化が導入されていたが、移民労働者数の制限措置については、英国の競争力を殺ぐものであるとして産業界から強い反対の声が挙がっていた。今回の発表は、「就労ビザ発給数の2割減」と一見厳しいが、詳細を見ると産業界に対し譲歩した形となっている。Tier1が大幅減になる分、Tier2の発給数は増加。また産業界からの強力な反対を受け、多国籍企業の拠点間の異動(ICT: Intra-company transfer)は従来通りTier2ビザの対象外と据え置かれた。内務相の説明では、ICTについても給与水準の要件を強化しており、2009年水準からその数は半減すると予想(期待)すること。

CBI、BCCなど主要経済団体は今回の政府発表を歓迎する声明を出しているが、ロンドン商工会議所や金融業界からは、基準となっている2009年実績値は景気サイクルの底の数字であり、今後景気回復局面で専門技術者不足に陥る懸念も聞かれる。一方、野党労働党の影の内務相ボールズは、実質的に移民労働者の抑制効果は殆どなく政府の施策は生ぬるいと批判している。

前述のように、2009年の移民数急増には流出者の減少(前年比13%減)が大きく寄与しており、世界的な景気低迷の影響で英国人の流出が激減したのが効いている。また同様に、英国の景気後退の影響で近年Tier2の申請数は減少傾向にあり、移民全体に占める就労ビザ(Tier1, 2, 5)取得者の割合も減少。逆に急増しているのは就学ビザ(Tier4)で、不法就労や学習終了後の残留が問題視されている。移民数全体を半減させるという目標達成には留学生に対する制限が不可欠であり、政府では対策を別途検討することになっている。さらに言うと、そもそも数量的インパクトが大きいのは中東欧を始めとするEU諸国からの低技能者の移民であり、今回の数量規制対象となる非EU圏からの就労目的の入国者は氷山の一角に過ぎないのが現実といえる。

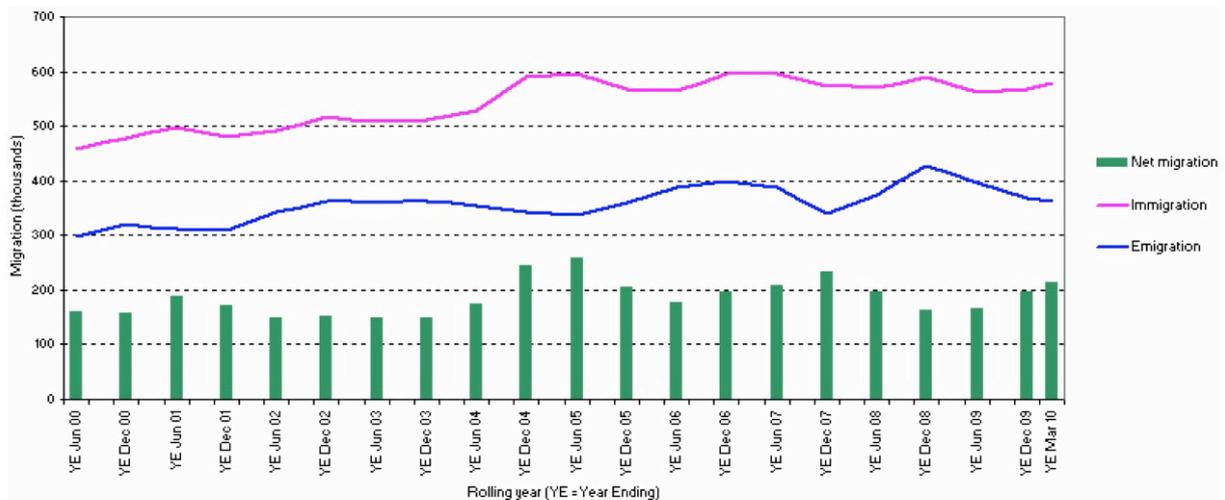
ちなみに、現在英国の居住者のうち英国籍保有者は93%、外国籍が7%(2010年3月の推定値)となっている。外国籍で多いのは、ポーランド(53.1万人)、アイルランド(34.3万人)、インド(31.3万人)、パキスタン(18.1万人)、米国(15.4万人)と続く。

表1. 就労ビザ給付件数:2009年実績と今回改正後の規制値

	2011年4月の変更後	2009年実績
(1) 欧州域外(*)からの移民労働者	21,700	28,000
Tier1(高度技能移民プログラム)	1,000	14,000
Tier2(労働許可証取得者)	20,700	14,000
(2) 企業内異動(ICT)による欧州域外からの移民労働者	22,500	22,500
(3) 学位取得後就労許可(欧州域外からの学生)	未定	5,000
欧州域外からの移民労働者計	44,200+(3)	55,500
(2)のICT労働者の最低給与(滞在期間1年以上)	£40,000	£24,000
	(学位保持者のみ)	(学位保持者は£20,000)
(2)のICT労働者の最低給与(滞在期間1年未満)	£24,000	£24,000
(*) 欧州経済圏(EU27カ国およびアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー)およびスイス以外。		
出所) Daily Telegraph (24 November) 他		

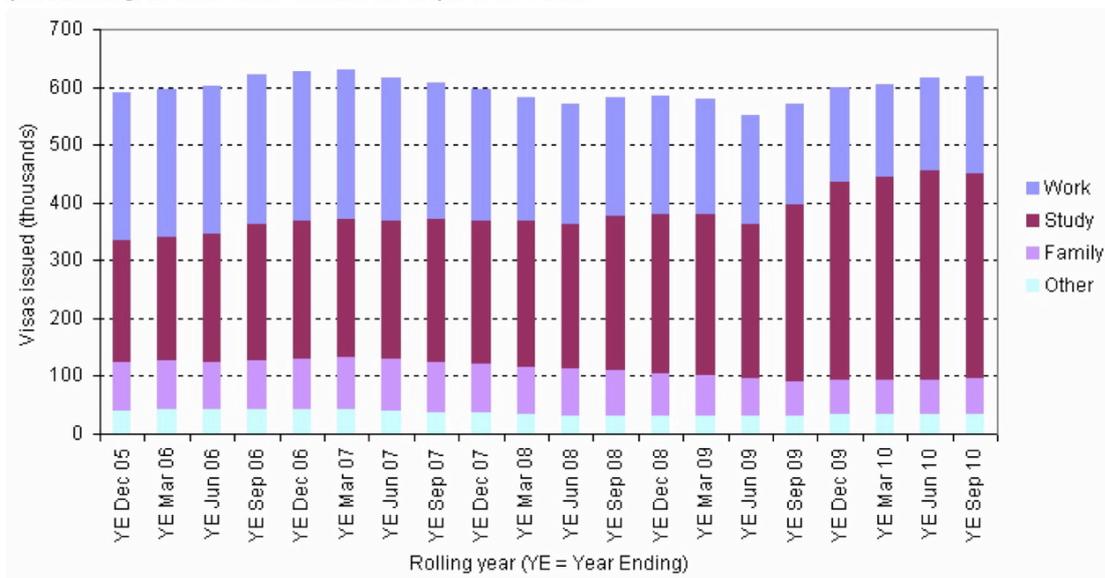
* 以下のグラフのデータは何れも12カ月移動平均値で、年間の水準を示している。

図1: 長期(一年以上)滞在移民流入・流出・純増数(単位:千人)一合計



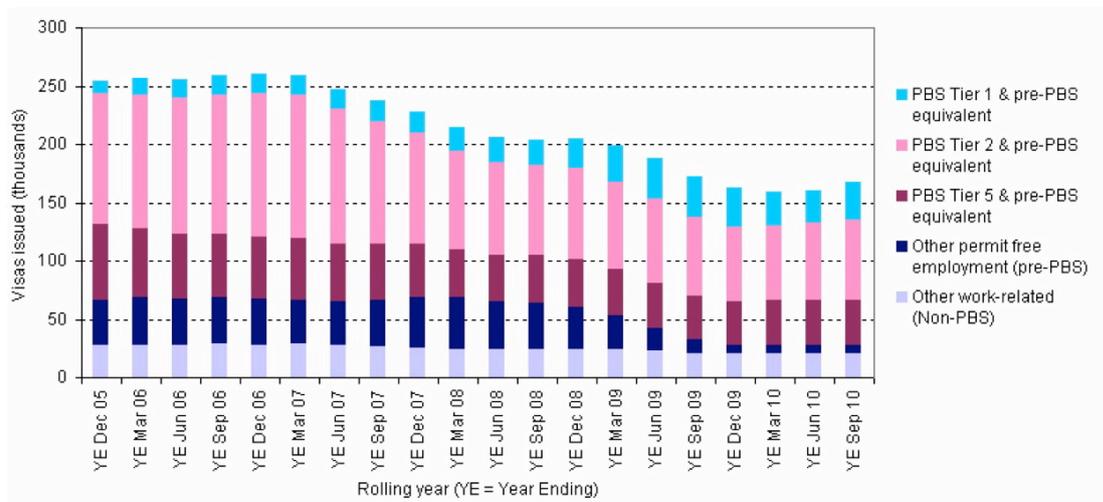
Source: ONS, Long-Term International Migration

図2. 目的別ビザ給付件数



Source: Home Office, Control of Immigration Quarterly Summary, United Kingdom, Q3 2010

図3. 就労ビザの種類別内訳



Source: Home Office, Control of Immigration Quarterly Summary, United Kingdom, Q3 2010

- 注) Tier1: 高度技能者(経済発展に貢献する高度技能を持った人: 科学者、企業家など)
 Tier2: 技能労働者(国内で不足している技能を持った人: 看護婦、教員、エンジニアなど)
 Tier3: 低技能者(技能職種の不足に応じて人数を制限して入国する人: 建設労働者など) □現在停止中
 (Tier4: 学生)
 Tier5: 他の短期的移民(外国企業からの派遣労働者、文化交流など特定目的)

井上 貴子(問合せ: tinoue@komatsuresearch.com)